

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十六号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。
第五十四条の二第五項中「第九十六条の三」を「第九十六条の六」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月十四日から施行する。